

えせ同和行為



考えて
みましょう
！

～えせ同和行為って？～

同和問題を口実にして、同和関係団体を名乗るなどして、高額な図書や機関誌・DVDなどの購入を迫ったり、寄付金や賛助金などを強要したりするような行為を「えせ同和行為」と言います。このような行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付けるもので、これまでの同和問題の解決に向けた多くの人々の取り組みを覆す悪質な行為です。

学習を
深めるために
！

法務省の「平成30年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」によると、アンケートに回答した事業所のうち約0.2%が、えせ同和行為の要求を受けています。具体的には『機関紙・図書等物品購入の強要』が多くを占め、その手口は『執ように電話をかけてくる』などとなっています。

ワンポイント
講座

えせ同和行為にあったときの対応は、

- 不当・不法な要求は、最初から毅然とした態度で断固拒否しましょう。
- 相談担当者に対応を任せきりにしてしまうのではなく、組織全体の問題として対応しましょう。

えせ同和行為に関する相談は、下記へお問い合わせください。

- みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）TEL：0570-003-110（最寄りの法務局につながります）
- 警察総合相談「県民の声110番」TEL：077-525-0110
- 滋賀県人権施策推進課TEL：077-528-3531

同和問題の解決に向けた取り組みから得た財産

教科書の無償化

現在、小中学校の教科書は無償ですが、はじめから無償だったわけではありません。戦後も差別や貧困のため、長期欠席や不就学が多かった高知県のある同和地区で昭和36年（1961年）に起こった「教科書を無償にする運動」が、憲法第26条（義務教育は無償とする）を具現化する運動に発展して全国に広がり、昭和44年（1969年）には小中学校教科書の無償化が全学年で実現しました。

統一応募用紙

就職の際の応募用紙（社用紙）には、「本籍地」「家族関係」などの記入欄がありました。しかし、就職差別につながる恐れがあるため、応募用紙を改正する動きが広まり、昭和48年（1973年）に、当時の労働省・文部省・全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一応募用紙」が制定され、昭和49年（1974年）からは一般の採用選考に使うJIS規格の履歴書も改められました。

奨学金制度

昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申において、同和地区における高校進学率の課題が指摘されました。昭和41年（1966年）には高校進学者に対する奨学金制度が整備され、経済的理由で高等学校に進学することが困難な者への修学奨励資金の給付が始まり、昭和43年（1968年）からは大学進学者にも拡大されました。その後、大学進学者については昭和57年（1982年）から、高校進学者については昭和62年（1987年）から貸与に制度が変更になりました。

平成14年（2002年）からは、同和地区に限定せず、経済的に困難な高校生などを対象に奨学金を貸与する新たな制度に移行しました。

戸籍等の取得に関する事前登録型本人通知制度

行政書士や司法書士などの資格を持つ人は、職務上請求書により本人でなくとも戸籍の謄（抄）本などを取得することができます。このことを利用して、一部の有資格者が、戸籍謄本などを不正に取得し、興信所に売るなどしていた事件が発覚しました。滋賀県内でも、これらの事件に関係した人物からの請求があつたことが確認されました。このような戸籍等の不正取得を防止するため、平成21年（2009年）から戸籍等の取得に関する事前登録型本人通知制度※を創設する市町が出てきました。

※事前に登録した人の戸籍等を第三者や代理人に交付した場合に、その事実を本人に通知する制度